

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年1月17日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務委託
- (2) 業務の処理方法等
入札説明書による
- (3) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 契約は、運転免許窓口業務及び警察署優良運転者講習業務の総価による契約とする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額を落札価格とするので、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に關与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2並びに道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定により島根県公安委員会が本契約業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認めた者であり、入札申請日までに島根県公安委員会から認定書類の交付を受けていること。なお、認定書は、島根県公安委員会が定めた直近の申請期間に申請したものであること。
（申請先機関：島根県警察本部交通部運転免許課）
- (9) 令和7年4月1日に本件委託業務に着手できる者であること。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加

資格の承認を受けた者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 (内線2241、2242)
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
公告日から令和7年1月31日までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土曜、日曜及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。) ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和7年1月24日(金) 午後1時30分
イ 場所 島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター3階3番講習室
- (4) 入札の日時及び場所
ア 日時 令和7年2月14日(金) 午後1時30分
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階 第二小会議室
ウ 開札 即時開札
- (5) その他
郵送、ファックス、電子メール、電話による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額(入札予定金額に消費税等の額を加算した額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。